

# アンラーニングプロジェクトⅡ

# ニュースレター

2013. 1. 27

生・労働・運動ネット

富山市神通町3-5-3

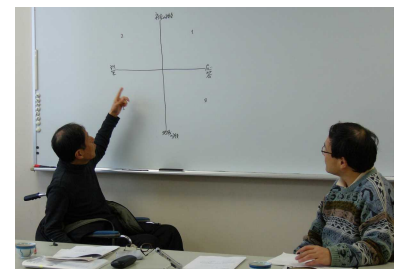
TEL 076-441-7843

FAX 076-444-6093

## 第2回 2012.12.16

### 「『地域主権改革』?!——『唄』を忘れたカナリアは……」 での論議から

2012年12月16日(日)、生・労働・運動ネットでは、「アンラーニングプロジェクトⅡ」の第2回めの集いを、表記のようなタイトルで行いました。以下、そこでの提起のアウトラインを紹介します。(なお、以下の提起での「私」は提起者自身を、「今年」は2012年を指す。)



#### □ 「市民参画」の街づくりは「滑川『一家孤立死』事件」に向きあえているか

今日の衆議院選挙で、間違いなく民主党は政権の座を追われることになるでしょうが、民主党政権が成立した際に「日本の改革」の主要な柱の一つとして掲げられていたのが、「地域主権改革」ということでした。民主党政権下での「地域主権改革」では、自民政権下での「地方分権改革」よりも更に進んで、国の権限の地方自治体への委譲といった「団体自治」のレベルだけではなく、住民投票制度をどこまで取り入れるかといった「住民自治」のレベルにまで踏み込んだ地方自治制度そのものの見直しに着手しています。「決められない政治」とマスコミで揶揄(やゆ)されるような民主党特有の体質もあり、この「地域主権改革」は、現実にはそれほど目に見えて華々しい形では進展してはいません。しかし、そうではあれ、私たちが「生」を営む地域というものが更なるネオリベ的な解体・再編のターゲットにされようとしている現状と、そのことに対する運動側の認識や批判的な動きが余りにも乏しいこととの落差に、私としては大きな違和感を抱いています。

今年9月、滑川市内の住宅地で、精神科の通院歴のある長女と知的障害のある長男の介護を行ってきた高齢の男性の突然死と思われる遺体と、介護者の父親を失ったことによって餓死したと推測される一家の長女と長男の遺体が同時に発見されるという痛ましい出来事がありました。この間、「生の困難」を強いられることの中で死へと追い遣られる人々が絶えないという現実がありますが、その出来事を私たちとしてどのように受け止めるかをめぐって、生・労働・運動ネットでは、今日の集いのほぼ1ヶ月前に、「ラウンドテーブル:滑川『一家孤立死』事件につまづく」という集いを行いました。

そうした出来事をどのように考えるかという際に、どうしても、「孤立死」の防止のために地域の住民による「見守り」活動や「声かけ」を進めていこう、といったある種の「社会防衛」や「治安対策」的な発想に終始しがちです。80年代末の「バブル期」をはさんで他国に比べてネオリベ「改革」の本格的な導入が遅れた分、この国ではネオリベによる社会の破壊が一層加速化された形で進んでいます。私自身のスタンスとしては、「孤立死」の防

止のための地域での「見守り」や「声かけ」の体制作りをどうするかということよりも、むしろ、同じく「生の困難」の中で生きることを強いられる者としてその出来事にいかに「応答」するのか、また、そのためにも、私たちが「生」を営む地域というものをいかに自律的に構成しなおすのかが、問われているように感じています。

今日の私の話の資料の一つとして、「魚津市の協働指針―市民主体で輝けるまちに」と題する今年の12月9日付の「北日本新聞」の「社説」を掲載しました。そこでは、昨年9月に魚津市で「市民自治基本条例」が制定されたことを受けて、魚津市で「市民参画・協働指針(仮称)」の策定が進められていることが紹介されています。その社説の中に、「人口減少時代を迎え、市の財政事情は厳しい。協働の輪を広げることは、限られた財源をより有効に使う道にもつながるだろう」という一節があります。そういったことが、間違いなく、この間、「市民主体のまちづくり」や「地域主権改革」が進められてきたことの裏側にあるように思います。

その中で、魚津市と市民との「協働事業」方式による「まちづくり」の例として、海岸沿いに松の苗木を植えて「憩いの場」を作ったことや、道路脇の遊休地を利用した花壇作り、史跡マップの作成とそれを基にしたウォーキング会の開催などが紹介されています。魚津市のケースは、この間、全国各地で進められている市民と自治体との「協働」や、「市民参画」ということのある種の典型的な例のように思います。しかし、自分たちが生きる地域をどうするか、ということがこんなにも浅いレベルでしか考えられていないのなら、「滑川『一家孤立死』事件」のような出来事に「応答」ということは不可能ですし、今後も、地域の中で「孤立死」といったことが起き続けるのは必然的だろうと思います。

## □ 多層の「混声合唱」として「地域主権改革」を捉えなおす

今日の話の資料の中にある「地域主権」についての解説を見て欲しいのですが、これは、「地域社会学会」が編集した「キーワード地域社会学」(ハーベスト社・2011年)という本の中の一項目です。日本国憲法では「主権在民」ということになっていますが、国民のもつ主権が現実には国家主権という形で行使されるという近代国家の原理からすれば、「国土の一部において構成される地方公共団体やその住民に最終的な支配権・統治権が在する」という意味での「地域主権」というのは、連邦制国家でもない限り、実際にはあり得ない話です。

それにも関わらず、「地域主権」という言葉が使われてきたのは、一つには、「中央集権との対比を強調して地域の統治主体性を打ち出さんがため」ということがあります。この「解説文」には、「(「地域主権」の)類似概念である『地域主義』概念が1970年代に提起された際は、こうした合意が『地域』という語に込められていた」とありますが、60年代末から70年代にかけて全国各地で展開された反公害・反開発を掲げる地域住民闘争を通じて、「地域」というものが改めて見出されてきたという流れがあります。「地域主権」という言葉は、90年代前半までは、このように、中央政府に対抗する「地域主義」的なニュアンスが込められていました。

しかし、この「解説文」が言うように、今日、一般的に使われているのは、民主党の掲げる「地域主権改革」路線を踏まえた「地域主権」概念です。民主党は、09年の総選挙でのマニフェストで「地域主権改革」を掲げましたが、「政権交代」後には、「地域主権戦略会議」の設置や「地域主権戦略大綱」の策定などを矢継ぎ早に打ち出しています。民主党の「地域主権戦略大綱」中の言葉を使えば、「地域主権改革」とは、「国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換する」と共に、「国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う」ことだとされています。

グローバル資本主義とネオリベ「改革」が全世界を覆い尽くす中で、全世界的に基礎自治体といった国家の下位スケールの統治単位の再編成が行われていますが、自民党政権での「地方分権改革」や民主党政権の「地域主権改革」は、そうした全世界的なネオリベ政治「改革」の流れの中で登場しています。自民党政権下の

「地域主権改革」の審議会では日本全国を10余りの自治州に再編するという「道州制」構想を提唱してきた委員たちは、民主党への政権交代後も、「地方分権改革」関連の審議会の委員に名を連ねています。小泉政権時代の「平成の大合併」を日本国家のネオリベ的再編の「第1幕」だとすれば、「道州制」はいわば、その「第2幕」だと言ってもいいでしょう。

ネオリベ的な政治「改革」を保守党政権が推進した後で、それによる「生の保障」の破壊を修復する役割を期待されて、リベラル派や社会民主主義的な政権が成立するということが全世界的に起きていますが、この国での民主党政権の誕生もそうした一例だと捉えてもいいでしょう。「国民は中央政府だけではなく、自分が居住する地域の自治体にも自らの統治を信託している」という「二重の信託説」に基づく地域自治論を唱えた松下圭一という政治学者がいますが、民主党政権の元首相の菅直人は、松下圭一の弟子を自称しています。民主党の「地域主権戦略大綱」に明確に現れているように、「地域主権改革」というのは、「国家はお前のライフスタイルに干渉することはしない代わりに、お前の行動と選択の結果はお前自身が責任を負え」という、「自己選択」・「自己責任」というネオリベのロジックに、「市民自治」の要素をまぶしたものだと言ってもいいでしょう。

「地域主権」の「解説文」は、民主党政権下での「地域主権改革」は、異なる複数の主体による「混成合唱」として進められている、と言っています。そのように、むき出しのネオリベ政策だけではなく、かつての地域主義の「残響」や、「市民主義」といった要素がそこに含まれているという意味で、「混成合唱」というのはまさに当を得た表現だと思います。以上、概観してきたように、民主党政権下で「地域主権改革」を推進してきた「主体」は、決して「一枚岩」ではなく、中央政府や政党、経済界といった支配体制の上位のレベルから、先程紹介した「北日本新聞」の「社説」にあるように、更にその下位のレベルの自治体行政や、「まちづくり」に連れ出されるような地域の「市民」層までも含みこんでいるという意味で、多層的な構造を成すものです。

## □ 私たちはいかに自らの「唄」を再び取り戻すのか

そうした「地域主権改革」を推進する多層の「混声合唱」の中に私たちが加わらないことは言うまでもありませんが、その際に、私たちが自らの「唄」を本当に歌えているのかが、問われているように思います。先程も言ったように、「地域主権改革」というネオリベ的な地域再編に対して、運動側は批判的・対抗的な動きを生み出すことができいてませんが、そうした意味では、私たちは、いわば、『唄』を忘れたカナリア]になっているのではないのでしょうか。かつて鉱夫たちが鉱山に入坑する際に有毒ガスの危険を敏感に察知するカナリアを入れた鳥かごをもっていったという話がありますが、私としては、せめて、危険を察知するカナリアでありたいと思っています。

グローバル経済化やネオリベ「改革」の進展によって、この国でも中央政府から国家の下位にある自治体へ国家のもつ権限をゆだねるという動きが進行していますが、そういったある種の地域の「自治・自立」の促進が、国家が福祉のような社会的な領域から「縮退」して、治安や国防といった国家に固有の役割に専念しようとするのと並行して進められてきています。先程も言及した「道州制」構想は、関西の経済界によって積極的に支持されてきたのですが、その背景には、ネオリベ資本主義が「自由」に展開する上で、現在の都道府県という広がりでは不十分だということがあります。私としては、そうした状況に対して、この「アンラーニングプロジェクトⅡ」のテーマでもある「日本の『構成的』解体」という「唄」を歌うことで対峙していきたい、と考えています。「日本の『構成的』解体」とは、一言で言えば、社会の諸領域での自治・自律に向けた実践や「自己権力」を生み出す、そして、そのことによって国家を解体する方向へ追いつめる、ということです。ただし、日本国家に固有の歴史的構成をどのように捉え返すかという問題があり、残念ながら、まだ、そのことに言及するまでには至っていません。できれば、この後の「アンラーニング・2013」では、少しでもそのことに挑戦したいと思っています。

近年、沖縄の人々は「自己決定権の樹立」という新たな地平を拓きつつありますが、昨年秋、沖縄へのオ

スプレイの強行配備に対して、非暴力・直接行動によって人々が普天間基地の出入りを何日間にも渡って封鎖することが行われました。そうした沖縄の人々の闘いに対して、沖縄の「軍事植民地」的状况を強制する日本国家に生きるヤマトの私たちとしては、「日本の『構成的』解体」ということでしか「応答」することはできないように感じています。そのためにも、とりあえず、社会的諸領域での「自己権力」の獲得という課題に私たちがいかに迫るかが問われているように思います。なお、私が言う「自己権力」の獲得というのは、既存の国家権力に取って代わる新たな「主権」を目指すということではなく、むしろ、「主権」的な権力のあり方それ自体を地域の自治・自律に基づく連合の形成を通じて解体する、ようなこととしてイメージしていることを、付言しておきます。

今年7月の東京・代々木公園での「さようなら原発10万人集会」の前日に、私がよく知っている青年から電話がかかってきたのですが、その時に、「その集会の壇上を占拠してアピールしたいと思うのだが、その場で何を言ったらいいのだろうか」という相談を受けました。その集会では、作家の大江健三郎など古株のリベラルな知識人たちが呼びかけ人として名前を連ねていましたが、彼としてはそうした旧態然とした運動のあり方に我慢ができなくなって、何か言いたいという思いになったようです。結局、当日、彼が集会の壇上を占拠することはできなかったのですが、彼から相談を受けた際に私が言ったのは、大学や職場、地域ごとに「反原発評議会」をつくることを呼びかけたらいいのではないかと、ということでした。

「評議会」と言っても余りイメージがわからないと思いますが、例えば、かつてのソビエト連邦の「ソビエト」は「評議会」という意味です。また、第一次世界大戦後のドイツ革命は、労働者と兵士が結成した「レーテ」が革命運動の母体となったことから「レーテ蜂起」とも呼ばれていますが、その「レーテ」も「評議会」を意味しています。もう少し近い時代の例で言うと、ハンガリーの民衆がソ連の支配に対して蜂起した1956年の「ハンガリー革命」でも評議会が結成されました。そのように、評議会というのは、ある時代までは、民衆が自らの社会変革の意思を共同化して対抗的な「力能」を形成するための普遍的な手段でした。そのような意味では、〈68年〉の全共闘運動はある種の評議会運動でしたし、アメリカの「オキュパイ運動」も、その場の参加者全員で運動方針やアピールを決定しているという意味では、「動く評議会」と言ってもいいように思います。

〈68年〉の運動では、政治党派といった硬直的な集団のあり方を経ることなしに、自分が隣にいる人と共に「私」が「私・たち」になるような集合性を形成したというある種の「快感」が、今でも私の内に残っています。しかし、現在のこの国では、〈68年〉が旧来の運動のあり方を壊すことによって登場した運動のスタイルが当初のインパクトを失ったままで継続されている一方で、人々の社会変革への意思を共同の「力能」としていかに形成するかということが、その後、本気で考えられてはいないように思います。この間の反原発運動は主に個々の市民運動グループという単位で進められていますが、そうした枠組みを超えて、反原発の意思を一つの社会的な力にまで高めていこうという気運はあまりないのではないのでしょうか。

既存の政治・社会のあり方に対峙しようとする人々の意思を共同化することに向けて評議会が生み出される際に、自分たちの「敵」を名指すということはあるはずですが。今年の夏に首相官邸前の街頭を数万人規模の抗議者で埋め尽くした「官邸前抗議行動」は、現在も規模を縮小しながら続けられているようですが、そこでは、原発の再稼働や原子力規制委員会の人事を「敵」とすることはあっても、原発の再稼働を強行しようとする電力会社や、原発政策に固執する日本国家そのものを「敵」として名指すところにまで踏み込んではいません。

今日は、私たちの「生」が営まれる地域をターゲットとするネオリベ的な地域再編がどのように進められてきたかを大きく捉えることを試みてきましたが、それを推進する「混声合唱」に対抗して私たちが自らの「唄」を歌おうとする際に、私たちとしての地域への向きあい方をどうするかということが問われているように思います。先程も言ったように、沖縄で拓かれつつある「自己決定権の樹立」という地平に対して、私としては「日本の『構成的』解体」という「唄」を歌うことで「応答」したいという思いがあります。その際に、かつての評議会運動のように、この列島上の様々な地域や社会的諸領域で、人々が自らの意思を共同化してそれを「自己権力」にまで高めていくための新たな仕組みをどのように創りだすか、ということが重要なポイントであるように感じています。